

農地を相続等により権利取得された場合は、 農業委員会への届出が必要です！

農地を相続等により権利取得された場合は、権利を取得したことを知った時点からおおむね10カ月以内に、その農地がある市町村の農業委員会への届出が必要です。

◆届出の内容は、相続された方の氏名、住所、農地の所在などです。届出の様式などは、相続した農地のある市町村農業委員会にお問い合わせください。

◆手続きの流れ

①相続が発生 ⇒ ②まずは登記 ⇒ ③農業委員会に届出

※届出しない場合や虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料を科されることがあります。

法務局で、相続した農地の名義変更の登記をしてください。

◆農地を相続した後も、名義変更の登記をしないで長期間放置していると

- ・農地の権利者（相続人）と登記簿上の名義人が異なることから、将来、真正な農地所有者がわからなくなります。また、トラブルの原因にもなります。
- ・農地を貸して管理することができなくなります（遊休農地化）。遊休農地は、復旧するために一定の経費を要するほか、隣接する農地を所有する農家の作物生産に支障が出るなど、迷惑をかけます。
- ・農地を適正に管理していくためにも、農地を相続された場合は、まずは法務局で名義変更の登記をしてください。

相続された方が自ら農地を管理することができない場合は、第三者に貸し出して管理する方法もあります。

◆箕面市農業委員会では、農地に関する相談や農地の第三者へのあっせんも行っています。自ら農地として利用することが困難な場合には、箕面市農業委員会にご相談ください。なお、箕面市では、所有者に代わって農地を管理する法人として、平成26年2月に、「一般社団法人箕面市農業公社」を設立しています。

※他の市町村に農地がある場合は、その農地がある市町村の農業委員会にお問い合わせください。

農地の管理に関する Q&A

Q 農地を相続しましたが、自分で管理することができないのですが。

A 農業経験がないや会社勤めで忙しいなどの事情で、相続した農地を管理できないケースは当然あります。この場合、農地を地域の農業者や箕面市農業公社に貸借して管理する方法もあります。箕面市農業委員会では、農地に関する相談、農地の利用や権利関係の調整・あっせんを行っていますので、自ら農地として利用することが困難な場合はご相談ください。

Q 自分で借り手を探すことができないのですが。

A 箕面市農業委員会では、農地を借りたい人をあっせんしています。また、箕面市農業公社が借り受けて管理することもできます。農業者でない方で、耕作等ができない場合は、今後の管理方法について箕面市農業委員会にご相談ください。

Q 農地を一度貸すと返してもらえなくなると聞きますが本当ですか。

A 農業経営基盤強化促進法により、農地の利用権を設定する場合（市街化調整区域のみ対象）、貸借期間が終了した時点で自動的に農地が返却されますので安心して貸すことができます。なお、利用権の設定に関しては、箕面市農業委員会にご相談ください。

【お問い合わせ】

箕面市農業委員会事務局 TEL：072-724-6764

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1（箕面市役所別館4階45番窓口）